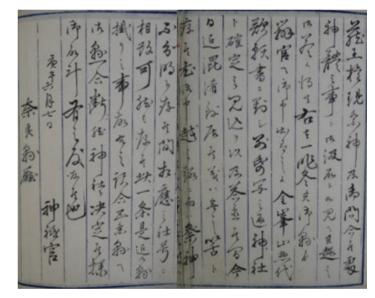
① 奈良県下における神仏分離

慶応 4 /明治元(1868)年に発布された明治新政府の神仏分離令によって、長年全国各地で行われてきた神仏習合・神仏混淆の信仰は廃止され、寺院は廃寺になるか、神社に変更して生き延びるほかありませんでした。境内から仏像や鰐口・梵鐘などの仏具類、仏教色の濃いものの一掃が命じられ、いわゆる廃仏毀釈の気運の中で寺院は大きな打撃を受けました。県内では、春日社と一体の関係にあった興福寺が一時は廃寺同然となるなど大きな打撃を被ります。

慶応 4 (1868) 年 3 月末から 4 月にかけて一乗院・大乗院の両門跡以下、院家・学侶から仕丁にいたるまでがあいついで復職願を提出し、あらためて「新神司」とよばれる春日社の神官に任じられました。さらに致命的となったのは、明治 4 (1871) 年 1 月、明治政府が境内地を除く全社寺領の没収を命じたことです。これにより寺院の経済的基盤が奪われ、興福寺の廃滅により一層の拍車がかかりました。翌明治 5 (1872) 年に入ると、興福寺の伽藍仏具などの一切が処分され、奈良県は教部省から一山すべて廃寺にするとの指令を受けました。

廃仏毀釈の嵐が過ぎ去った明治 14 (1881) 年、ようやく興福寺の再興が許可され、明治 30 (1897) 年の「古社寺保存法」の制定により、興福寺の諸堂塔も修理が行われ、徐々に寺観が再整備されました。

神仏分離の影響を最も強く受けた一つに修験があります。山中修行を中核に、神道とも仏教とも区別しがたい独自の行法や呪術などから成り立っていた修験に神仏分離が強行されていきます。蔵王権現の信仰で名高い金峯山寺を中心とした吉野山は、修験の地であっただけに神仏分離の影響を真っ向から受けました。明治5(1872)年には修験道廃止令が発布され、明治7(1874)年には金峯山寺はすべて廃寺となり、蔵王堂は金峯神社口ノ宮、山上本堂は奥ノ宮と名称を神社名に改めて廃絶を免れました。仏像・仏具類はすべて除去されたものの、蔵王堂の三体の蔵王権現像はあまりに大きいため動かすことができず、像の前に幕を張って隠したといいます。



その後、政府の宗教政策が沈静化したことや、僧侶・修験者らの嘆願により、明治 19 (1886) 年には「天台宗修験派」として修験道の再興がはかられ、金峯山寺は寺院として復興・存続を果たしました。

奈良県では、このほかに石上神宮の境内にあった永久寺や桜井の大神神社の神宮寺であった平等寺や大御輪寺も、神仏分離政策のまえに廃寺の運命をたどりました。



吉野大峰山之義二付官省伺往復之件 但寺院人民 願書共 自明治三年至同八年 社寺之部 庶務課 (請求記号:1-M3-1)

② 橿原神宮と吉野神宮

橿原神宮と吉野神宮は、明治憲法体制の確立期に相次いで創建されま した。

神武天皇の御陵が畝傍山東北陵に定められたのは、幕末の文久 3 (1863) 年のことです。その後、陵墓の修復・整備が進んだこともあり、明治に入ると神武天皇畝傍山東北陵考証とともに、橿原宮址の調査が行われ、これを顕彰しようという動きが高まります。明治 22 (1889) 年、明治政府は高市郡畝傍村(現・橿原市)における神社創建を認可し、宮地の買収・献納が進みます。地元有志の神社創立請願が提出されると、政府はこれを許可するとともに、京都御所の内侍所(後の本殿)と神嘉殿(後の拝殿)の 2 棟を神社の神殿としてあたえました。翌 23 (1890) 年 1 月に移築が完了、同年 3 月には社号を橿原神宮とし、官幣大社に列せられました。

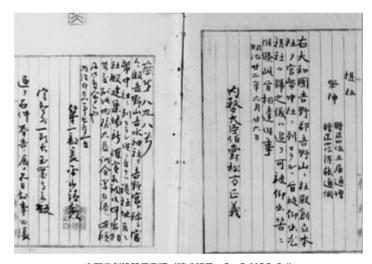
昭和 13 (1938) 年から同 15 (1940) 年にかけて皇紀二千六百年記念事業としての境域の拡張・外苑の建設などが計画され、勤労奉仕の建国奉仕隊が組織されました。

一方、吉野神宮の創建に際しても橿原神宮と同じく地元有志者の力が大きく働きました。吉野郡 306ヶ村有志総代 40 人は「無格社ヲ官幣社ニ御昇格願」を県知事に提出し、明治 22 (1889) 年に官幣中社吉野宮として創立されました。昇格願の提出からわずか 4ヵ月後のことです。祭神は後醍醐天皇で、吉野山の北部に鎮座します。社殿は明治 25 (1892) 年 6 月に竣工し、9 月27 日には鎮座式が執り行われました。明治 34 (1901) 年に官幣大社となり、大正 7 (1918) 年に吉野神宮と改称します。昭和 7 (1932) の改築造営によって、現在の社殿に一新されました。

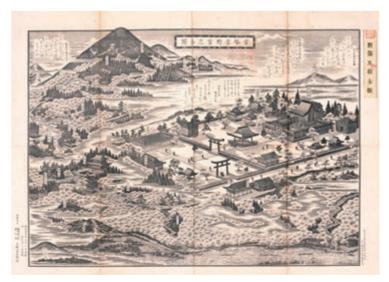
右図は吉野宮社務所が明治 25 (1892) 年に編集・発行した吉野宮境内図で、社殿竣工の記念として発行されたと考えられます。紙面の下には吉野川、右上遠景に金剛山、その下に吉野宮本殿・拝殿・鳥居、それに摂社の御影・船岡・滝桜の各社と絵馬堂などの境内を描いています。左上には「金峯神社」「水分神社」、左下には「南朝皇居」「蔵王堂」「山口神社」など吉野山一帯の名所旧跡や桜が満開の風景が広がり、明治創建時の吉野宮が偲ばれます。



神苑会関係書(請求記号:1-M24-25d) ※まほろばデジタルライブラリーで公開



吉野宮創設関係書類(請求記号:2・9-M22-3d) ※まほろばデジタルライブラリーで公開



官幣吉野宮之全図(請求記号: T-1-4) ※まほろばデジタルライブラリーで公開

③ 明治の社寺調査と文化財保存の動き

明治新政府による神仏分離政策により、それまでの神仏が習合した社寺の様相は一変しました。政府は早くから神社・寺院の実態・実数について調査に着手していましたが、明治 12 (1879) 年 6 月 28 日に内務省達乙第 31 号をもって一定の様式を定め、神社・寺院明細帳の調製を各府県へ命じました。これはその後、国家の公的台帳として中央政府当局と各地方庁とに備え付けられ、公認の神社・寺院であるためには必ずこれに登載されなければなりませんでした。

奈良県でも明治 12 (1879) 年に神社明細帳・寺院明細帳が作成されましたが、これでは内容が不十分とのことで、明治 24 (1891) 年に再調製されます。現在、県下の明治 12 年、24 年の各明細帳については当館が所蔵しており、WEB ページ「まほろばデジタルライブラリー」で公開しています。

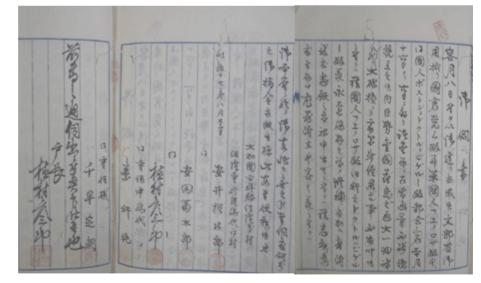
神仏分離政策により全国的に起こった廃仏毀釈の影響は、古美術や宝物にもおよびました。文化財や美術品が散逸・流出する現状に対して、明治政府は明治 4 (1871) 年、日本で初めての文化財保護に関する法令「古器旧物保存方」を布告します。この布告を受けて、翌明治 5 (1872) 年から奈良や京都などの古社寺を中心とした宝物調査が行われました。



明治十二年七月調 大和国式上郡神社明細帳 (請求記号:1-M12-15d) ※まほろばデジタルライブラリーで公開

明治11(1878)年、米国人・フェノロサが東京大学の教授として来日し、日本の古美術の調査と収集を行いました。フェノロサは、古社寺の宝物調査のため岡倉天心らとともに何度も奈良を訪れています。特に、明治17(1884)年の法隆寺における建築物や絵画・古文書類の調査中に、夢殿の秘仏・救世観音像を開帳したエピソードは有名です。

明治 29 (1896) 年 5 月、古社寺 保存会が設立され、翌 30 (1897) 年 6 月 5 日には文化財保存上に画期 的な意義を持つ「古社寺保存法」が制 定されます。その後、この文化財保護 に関する法律は、昭和 4 (1929) 年 の「国宝保存法」、昭和 25 (1950) 年の「文化財保護法」へと引き継がれ ています。



明治十七年 寺院願伺届 (請求記号:1-M17-3)

【参考文献】

- 鈴木良ほか著『奈良県の百年(県民百年史 29)』山川出版社 1985年
- 奈良市史編集審議会編『奈良市史 通史 4』奈良市 1995 年
- ●『大和・紀伊 寺院神社大事典』平凡社 1997 年
- 安丸良夫著『神々の明治維新:神仏分離と廃仏毀釈』岩波書店 1979 年
- 大霞会編『内務省史 第2巻』地方財務協会 1970年
- 吉野神宮編『吉野神宮の建築と歴史』吉野神宮 1998 年

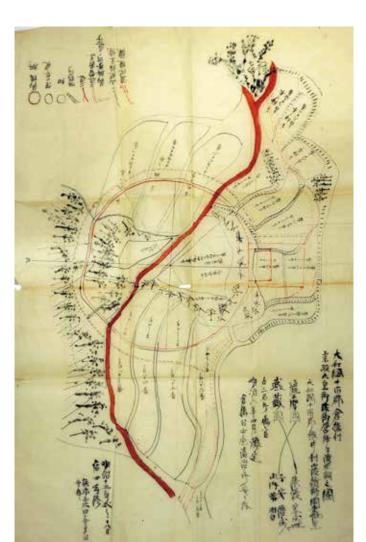
④ (番外編) 天皇陵をめぐる動き

奈良県には数多くの天皇陵(山陵)や皇族の墓が所在しています。しかし、これらの所在地の多くが幕末から明治に かけて決められたことは、あまり知られていません。

古代の天皇陵は次第に管理が行き届かなくなり、その所在も長らく不明になっていました。江戸時代後期になって尊王思想が勃興すると天皇陵探索の動きが起こり、所在地の考証や調査、修復の建議がなされてきました。奈良奉行所でも安政年間(1854~60)に調査を行っています。

そうした動きの中で画期となるのが文久 2(1862)年、宇都宮藩の建議による山陵修補(修陵)です。同藩の家老間 ^{**なま} 瀬和三郎(戸田忠至)が山陵奉行として指揮をとり、陵墓の位置が決められ修繕が行われました。現在私たちが見る姿は、 近代における天皇像とともに幕末から明治にかけて整えられたといえましょう。しかし所在地や被葬者については、現 在の歴史学・考古学の見地からその多くに疑問符が付けられています。

さて、そうした天皇陵の中から崇峻天皇陵を取りあげます。崇峻天皇は 6 世紀末に在位し『古事記』に「御陵は倉椅の岡の上にあり」と記されています。江戸時代にはその所在地に 2 つの説がありました。倉橋村(桜井市)の岩屋山(赤坂天王山古墳)と同村字天皇屋敷にあって崇峻天皇の位牌を安置していた金福寺です。長らく岩屋山が崇峻陵とされてきましたが、『日本書紀』に暗殺後即日埋葬、『延喜式』に「陵地なし」と記述があることから、岩屋山ではないとする



[崇峻天皇御陵御営繕二付漬地調之図] (請求記号:2-7-9) 雀塚における工事予定がうかがえます

見解もありました。安政年間の奈良奉行所の調査で金福 寺とされ、文久の修陵に際して陵が築かれました。

雀塚では「崇峻天皇御陵御造営」のため用地が買収されましたが、工事そのものは中止されてしまいます。その後明治 22 (1889) 年に陵の位置は金福寺に戻され、現在に至っています。その理由は、本来の陵の位置はすでに不明であり縁故ある金福寺の地を陵とするのが適当というものでした。しかし、現在の考古学では赤坂天王山古墳が有力視されています。

【参考文献】

- 外池昇『天皇陵の近代史』吉川弘文館 2000 年
- 桜井市史編纂委員会編『桜井市史 上巻』桜井市 1979 年
- ●『御陵墓二係ル地種変換一件』(請求記号:1-M14-24d)
- ●『公文録・明治九年・第四十八巻・明治九年二月・教部省伺』 (国立公文書館請求番号:公 01776100)

⑤ (番外編) 中山みきと天理教の誕生

幕末から明治以降、各地で新宗教が創始されていきますが、その中でも天理教は、金光教・黒住教とともに幕末三大 新宗教の一つに数えられます。

天理教の創唱者・中山みき(1798~ 1887)は、大和国山辺郡三昧田村(現・天理市三昧田町)の地主前川家の長女に生まれ、13歳で庄屋敷村(現・天理市三島町)の中山善兵衛に嫁ぎました。中山家は豊かな耕作地主で、綿などの商品作物の仲買いを営んでおり、みきは地主の妻として農事と家事労働に励み、事実上一家を切りまわしていたといいます。一方で、幼少の頃から浄土教に傾倒しており、19歳の若さで浄土宗の檀那寺の五重相伝を受けるほど信仰にも熱心でした。

天保9 (1838) 年、41 歳のみきが長男の病気平癒のため修験者を招いて祈祷を行っていると、突然激しい神がかり状態となり、自分は「天の将軍」「元の神・実の神」「大神宮」であり、「三千世界」を救うために「みきを神のやしろに貰い受けたい」と夫善兵衛に迫ったのでした。天理教では、みきが「神のやしろ」と定まった同年 10 月 26 日を、立教の日としています。その後のみきは際限のない施与を続けたといわれ、中山家の資産は傾き、没落の一途をたどりました。嘉永7 (1854) 年、57 歳のみきは三女はるの出産に際して初めて「をびやゆるし」という安産の祈祷を行います。そしてそれ以降、安産と病気治しで評判となり、信者が増え始めました。元治元(1864)年には 20 ~ 30 人に達した信者たちが講社の形を取りはじめ、最初のつとめ場所が中山家の米倉・綿倉の跡に作られました。

明治に入り、政府の民衆宗教に対する取り締りは、明治 5 (1872) 年に設置された教部省による国民教化の路線の展開とともに一段と強化されていきます。特に天理教にとっては明治 10 年代が最も弾圧が激しかった時期で、みきも摘発され逮捕・拘留されるなどの弾圧をしばしば受けました。しかし、天理教の影響力は病気治しなどで着実に広がり、民衆の支持を獲得。その教勢は明治 15 (1882) 年には 20 ほどの講社が結成されるまでになり、講社員は 1,500 余人にのぼりました。みきは大阪府に数度にわたって教会設立の申請をしましたが許可されず、明治 20 (1887) 年に 90 歳で死去しました。

翌 21 (1888) 年 4 月 10 日、神道直轄天理教会本部設立が認可され、7 月 23 日に本部が現在地へ移転します。この後、天理教の指導者は、日清・日露両戦争をはさんで、戦争への協力と海外伝道、一派独立運動の開始の道を歩んでいきます。

【参考文献】

- 鈴木良ほか著『奈良県の百年(県民百年史 29)』山川出版社 1985 年
- 和田萃ほか著『奈良県の歴史(県史 29)』山川出版社 2003 年
- 天理市史編さん委員会『改訂 天理市史 上巻』天理市 1976 年





天理教本部名所(請求記号:T-4-289)